

小選挙区比例代表並立制下の補欠選挙分析

——汚染効果の検証と野党候補者集約の成立条件——

浅 野 孝 太

- 一 研究の背景と補欠選挙の概説
- 二 先行研究と仮説
- 三 汚染効果の検証——補欠選挙と総選挙における候補者数の比較分析
- 四 野党候補者集約の成立条件
 - (一) 補欠選挙における候補者集約条件の多変量解析
 - (二) 補欠選挙における候補者集約条件の事例分析
- 五 知見と課題

一 研究の背景と補欠選挙の概説

1990年代の政治改革の結果、衆議院の選挙制度は小選挙区比例代表並立制となった。しかし2012年に民主党が下野して以降は、自民党が「一強」で野党は「多弱」とも言われる構図であり、小選挙区制導入で期待された二大政党（ブロック）制からは遠い状況となっている。定数が1人で得票数1位以外は落選する小選挙区であれば、与党に対して、野党は候補者を一本化するインセンティブを持つはずである。にもかかわらず日本の野党は、なぜ分裂し、まとまらないのか。このリサーチクエスションに対して、本研究では制度の点から補欠選挙（補選）に着目する。

まず衆議院と参議院の二院からなる日本の国会では、衆議院には内閣総理大臣の指名において優越があり、衆議院で過半数を取ること政権を取ることにつながる。衆議院議員総選挙（総選挙）のうち、第23回総選挙（1947年）から第40回総選挙（1993年）の18回は、単記非移譲式（SNTV）

の中選挙区制で行われた。中選挙区制は、一党優位の自民党による政権が続いた 55 年体制下¹⁾ で実施されていた衆議院の選挙制度である。中選挙区制では、政党が過半数の議席を獲得するためには、同一選挙区で同一政党から複数の候補者が立候補し当選することが必要であり、これらの候補者にとっては同じ政党同士であるにもかかわらず個人同士の争いとならざるを得ない。そのため選挙資金が膨張しており、この金権腐敗の原因としても選挙制度の改革が求められた²⁾。ここで導入が議論された小選挙区制は政権交代が起こりやすい選挙制度としても期待されていた。選挙制度改革を含む政治改革の結果として第 41 回総選挙（1996 年）からは、小選挙区比例代表並立制で総選挙が行われている。

この小選挙区比例代表並立制への移行は、定数 500 のうち小選挙区 300、比例代表 200 というかたちに、1994 年 1 月に決着した。現在まで定数の変更はあるものの、衆議院の議席の 6 割以上を小選挙区選出議員が占める仕組みであることは変わっていない。小選挙区制は得票が相対多数の 1 位候補のみが当選するため、比較第一党に大きく議席が割り当てられるようになっている。これらのことから、中選挙区制時代と比べ、政権交代が起こりやすくなったといえる。

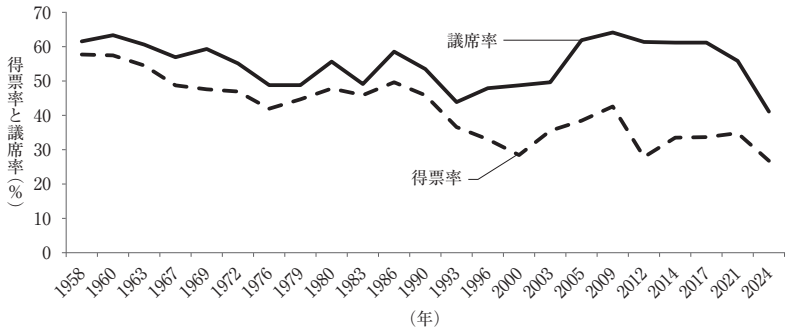
衆議院における比較第一党の「得票率」と「議席率」は図 1 のとおりである³⁾。図 1 に示すように、55 年体制がはじまった 1955 年以降の衆議院議員総選挙を見ると、小選挙区比例代表並立制が導入された 1996 年以降、比較第一党の得票率と議席率の乖離が大きくなっている。つまり小選挙区比例代表並立制は、比較第一党に得票率よりも大きな議席率を与え、勝者

1) 1955 年に左右で統一した社会党がこの間一貫して野党第一党であったが、社会党が総選挙で過半数の候補者を擁立したのは 55 年体制初の第 28 回総選挙（1958 年）のみだった。

2) 第 8 次選挙制度審議会（1990）「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」。

3) 1996 年以降の「得票率」は比例代表での相対得票率、「議席率」は選挙区と比例代表をあわせた合計議席数としたため、小選挙区と比例で投票先を分ける有権者の存在（三宅（2001）のいう「政党分割投票」）によって、比例代表部分での得票率と議席率は差が大きくなっている可能性も考えられる。

図1 衆議院における第一党の得票率と議席率



出典：石川・山口（2021）および総務省ウェブサイト「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報結果」より筆者作成。

注：1996年以降の「得票率」は比例代表での相対得票率、「議席率」は選挙区と比例代表をあわせた合計議席数。2009年の民主党以外はすべて自民党が第一党。

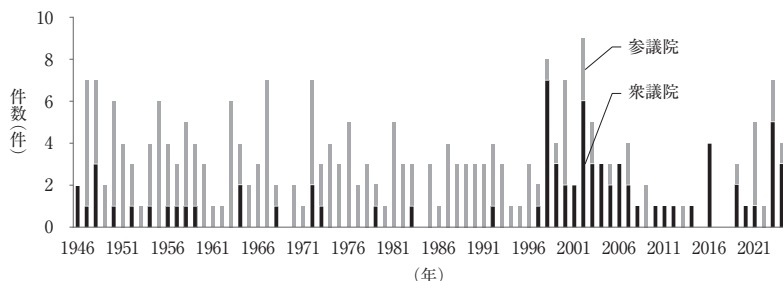
に大きな勝利をもたらす選挙制度といえる。実際、教科書通りに、2009年には民主党へ、2012年には自民党への政権交代が起こった。

ただし小選挙区比例代表並立制は、小選挙区と同時に比例代表でも選挙が行われる。定数が1人で野党が大きくまとまるインセンティブをもちうる小選挙区に対し、比例代表では中小政党でも議席獲得の可能性があり、現在の総選挙は相反する指向の選挙制度が混在している。選挙区と比例代表による混合選挙制度は参議院議員通常選挙（参院選）でも同様であるが、国政選挙のなかで唯一補欠選挙では選挙区部分が独立して行われる⁴⁾。この、比例代表部分なしで実施される点こそ、本研究において補欠選挙に着目する最大の理由である。

補欠選挙とは、議員が辞職または死亡したこと等により欠員が生じた場合に、その欠員を補充するために行われる選挙である。また再選挙は、法定得票に達した候補がいらないなど、当選人が得られない場合または当選

4) 比例代表も、法定得票率に達しないなどの理由で当選者が不足する場合には補欠選挙が行われることとなっているが、小選挙区比例代表並立制導入以降は、衆参いずれでも実施されていない。

図 2 戦後の補欠選挙・再選挙



出典：佐藤（2005）および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

人が不足する場合に、その当選人の不足を補充するために行われる選挙であり、小選挙区比例代表並立制導入以降の衆議院では再選挙は行われていない。衆議院の小選挙区においては欠員が1名生じると補欠選挙を行うこととなり、2000年の公職選挙法改正以降は、基本的に衆参の補欠選挙は投開票日が4月（前年の9月16日からその年の3月15日までに補欠選挙を行う事由が発生した場合）と10月（その年の3月16日から9月15日までに補欠選挙を行う事由が発生した場合）の年2回に統一して実施される⁵⁾。先述のとおり補欠選挙は小選挙区部分のみで行われ、重複立候補ができる小選挙区比例代表並立制で行われる総選挙と異なって、いわゆる比例復活はない。なお、失職・辞職した者が、当該選挙区で自らが欠員となったことにより実施される補欠選挙に立候補することはできず⁶⁾、また選挙の効力を争う訴訟が係属している場合は確定するまで該当選挙区の補欠選挙は実施できない⁷⁾。

図2に示すように、戦後の補欠選挙・再選挙は、衆議院77件、参議

5) 公職選挙法33条の2第2項。ただし補欠選挙より先に衆議院の解散総選挙があれば補欠選挙は実施されない。また参院選があるときにはこれに併せて実施され（公職選挙法33条の2第2項）、2007年には7月に補欠選挙が実施された。そのため厳密には、2007年7月は参議院の比例代表部分と同時に補欠選挙が行われたことになる。

6) 公職選挙法87条の2。

院 169 件⁸⁾ と、参議院のほうが多く、衆議院は 1990 年代以降、選挙制度改革後に多くなっている⁹⁾。岩淵 (2013) によると補欠選挙に至る理由については、中選挙区制時代は議員の死亡が 80% だったのに対し、小選挙区制導入以後 2012 年 4 月までの期間では議員の死亡 38%、知事選挙への立候補 16%、市長選挙への立候補 11%、違反等 35% となっている。

二 先行研究と仮説

つぎに、選挙制度と日本の野党勢力の現状に関する先行研究について整理していく。デュヴェルジェの法則によれば、定数が 1 人の小選挙区は、(選挙区レベルにおいて) 二大政党制をもたらす¹⁰⁾。これは、議席獲得の可能性は上位 2 政党に限られ、第三党以下は過少代表となる機械的要因と、有権者が死票となるのを避けて、議席獲得可能性のある候補に戦略的投票をする心理的要因によるとされる。一方、比例代表制は、得票に比例して議席が配分されるため、心理的要因が働かず上位 2 政党への票の集中が起こらず、多党制となるとされる。

選挙制度については、選挙区に候補者を擁立することでその候補者の政党が比例代表でも得票を増やすとの連動効果が指摘されている。水崎・森 (1998) による、初の小選挙区比例代表並立制となった第 41 回総選挙 (1996 年) の得票データ分析によると、市町村等の地域ごとの各党の比例

7) 公職選挙法 33 条の 2 第 7 項。例えば自民党議員の辞職に伴い 2005 年 4 月に実施されるとみられていた東京 4 区補選は、同選挙区が「一票の格差」をめぐる最高裁で係争中であつたため実施されないまま、2005 年総選挙を迎えた。また 2023 年の千葉 5 区・和歌山 1 区・山口 4 区の 3 つの補欠選挙は、2021 年総選挙の「一票の格差」訴訟で最高裁が合憲との判断を示したことで、実施された。

8) 総選挙または参院選と別に行われた奄美群島および沖縄の復帰に伴う選挙は、含めない。

9) ただし中選挙区制時代は、原則として選挙区で 2 人以上の欠員が生じたときに補欠選挙を行っていた。このため選挙制度改革後の補欠選挙の件数が多くなっていると考えられる。

10) Duverger, Maurice (1951) p.231, 241, 246, 248, 262, 272, 275。

代表得票について、選挙区で候補者がいる場合はいない場合よりも得票率が高くなっている。またリード (2003) による、1996 年と 2000 年の総選挙データをもとにした、選挙区候補者の有無による比例代表得票の動態的な分析では、新党にとっては小選挙区参入の利得が小選挙区撤退の損失より大きく、既成政党にとっては小選挙区撤退の損失が小選挙区参入の利得より大きく、小選挙区の候補者擁立によって比例代表の得票が増えることが指摘されている。加えて茨木 (2012) による、全国区が比例代表制となった 1983 年から 2010 年までの参院選の選挙区における有効候補者数の分析では、一人区では衆議院の選挙制度改革前後で変化せず、二人区では衆議院の小選挙区導入以後、有効候補者数が減少し、候補者数が定数を 1 上回る $M+1$ 法則¹¹⁾ が達成しているように見え、三人区では $M+1$ を大きく超え増加傾向にあるとされる。さらに参議院二人区における自民党 (1983 年～2007 年) と民主党 (1998 年～2007 年) の、単数候補者選挙区と複数候補者選挙区の間、約 2 パーセントポイントの絶対得票率の差があることが示され、二人区におけるこの値は、比例代表における当選人数を 1～2 名増加させうる値だと指摘されている。菅原 (2010) によれば、第 45 回総選挙 (2009 年) におけるみんなの党について、選挙区得票率が高い候補がいる小選挙区で、比例代表得票率が高くなっている。

そしてこの連動効果によって、選挙区での候補者集約が阻害される「汚染効果 (contamination effect)」の存在も指摘されてきた¹²⁾。これは選挙区での勝利が期待できなくても候補者を擁立するインセンティブが政党にあるためであり、Ferrara, Herron, Nishikawa (2005) によると、混合制度下の有効政党数は多数制選挙での有効政党数より多く¹³⁾、実際に混合制度が多数主義寄りつまり小選挙区の比率が高まるほど、有効政党数は少なくなることが示されている¹⁴⁾。

11) Cox (1997) によれば、SNTV で行われる選挙区定数 M の選挙では候補者が $M+1$ に収斂する ($M+1$ 法則)。

12) 待鳥 (2015) p.139。

13) Ferrara, Federico, Erik S. Herron, and Misa Nishikawa (2005) pp.9-10, 126。

14) Ferrara, Federico, Erik S. Herron, and Misa Nishikawa (2005) pp.134-135。

一方で、重複立候補制度は既存の政党システムを維持する効果を持っているとの指摘もある。大塚・稗田（2017）は、2005年から2014年の総選挙における、重複立候補率と有効候補者数の分析を行った。これによると、2009年以前は重複立候補率が高いほど有効候補者数が2に近付き、2012年以降は重複立候補率が高いほど有効候補者数が2より大きくになっていることから、中政党が乱立すると二大政党制を阻害し、大政党と小政党が中心の場合は二大政党に収斂していくと示され、その時期の政党システムを維持している効果が指摘されている。

また比例復活であっても現職であれば、選挙区の得票で優位になるとの先行研究がある。増山（2013）は、1996年から2012年までの総選挙で選挙区選出か比例代表選出かにかかわらず現職候補であった場合、非現職との得票差が明らかであることを示している。

そして先述のとおり、政権交代可能性のある選挙制度へと変化した衆議院で、2009年に民主党が308議席を獲得し、選挙制度が変わってから10年ほどで実際に政権交代に至った。しかし2012年以降は現在に至るまで、日本の国政が与党と野党の相対する2つの大きな勢力構図となっていない。また、自民党が国政選挙で勝利を続けている理由として、野党の多弱化が指摘されている。

現在の日本の政党システムに対しては、境家（2023）による「ネオ55年体制」との見方がある。優位政党である自民党が存在し、野党が断片化しているという一党優位の政党システムを指す。与野党第一党がイデオロギー的に分極化しており、保守政党が政権担当能力イメージを独占し、野党がイデオロギー的に分断されているという。境家・依田（2023）は「野党有効政党数」を分析し、2003年から2009年はこの値が特に低く、逸脱的であり、非自公勢力がかなりの程度、民主党に集約されていたことを示している。しかし2012年以降は1970年前後の野党の多角化が注目されていた時期の値に近く、「大きなまとまり」の試み¹⁵⁾はあったものの、野党

15) 例えば、2016年には野党第一党民主党と野党第二党維新の党が合流し民進党が結成され、2021年には旧・立憲民主党と旧・国民民主党が合流し新・立憲民主党が結成されるなど、野党勢力結集の動きがあった。

は多党化状態にあると指摘している。

野党の多党化についての示唆もある。山本（2015）は、1993 年の自民党分裂以降の日本を、政党の離合集散が観察される「政界再編」期と捉え、1990 年から 2014 年 11 月 30 日の間に結党され消滅した政党が 41 に上り、この 41 政党の平均寿命が約 2 年 2 か月余りだったことを示している。制度の影響として、大政党に有利な選挙制度に対応するため大同団結する圧力が存在することや、政党助成金のための届け出に伴う「12 月新党」の存在が言及されている。

政党間移動を通じた野党の分析もある。山本（2010）は、自民党分裂の時期以降にあたる 1990 年から 2009 年にかけての現職衆議院議員の政党間移動を観察し、分析した。与党への移動、もしくは移動によってそれまで野党だった陣営が勝利連合に代わるような移動である「政権追求」行動と、それ以外の移動である「政策追求」行動に分類し、新進党と民主党の 2 つの最大野党の様子から、「政策的許容性」と「政権獲得期待」が維持できないと分裂が起こると結論付けている。また山本（2021a）は二大政党が共に「弱い」ことで政党システムの変容を招くと主張している。

しかしながら 2012 年以降の野党を対象とした分析は、善教（2018）や秦（2023）のような有権者の投票行動からのアプローチがあり、政党組織の検証については、政権党の期間が圧倒的に長かった自民党を対象とするものが中心的であった。そういった中でも、近年の日本の国政野党による選挙協力についての分析はなされている。笹岡（2016）は、野党第一党民主党と野党第二党維新の党が部分的な候補者調整を行った 2014 年衆院選の広島県の 7 つの小選挙区を題材に、野党の棲み分けの成否を検証した。そこでは、ある選挙区において一方の政党だけ候補者を擁立し、他方の政党は候補者を出さない場合が「成功」、両党とも候補者を立てる「競合」、もしくは両党とも立てられなかった「空白」が「失敗」と定義されている。その上で、野党候補者の当選可能性が高い、もしくは少しでもチャンスがあると見込まれ、擁立の必然性を有する政党が 1 つしかない場合は、野党間の調整は成功すると結論付けられている。また 2016 年の参院選以降は、野党第一党（民進党、立憲民主党）と共産党などによる「野党共闘」

が試みられてきた¹⁶⁾。山本（2022）によれば、この「野党共闘」は2016年の衆議院北海道5区補選が原点であった。この時は、市民団体が仲立ちし、共産党が候補を降ろすことで無所属候補に一本化された。そして2016年参院選でも一人区で「野党候補者の一本化」が進められ、一定の成果を上げたとして野党共闘体制が続けられた。2021年衆院選では立憲民主党が共産党の「限定的な閣外からの協力」を得ることで合意し、289の小選挙区のうち213の選挙区で、立憲民主党・国民民主党・共産党・れいわ新選組・社民党の候補者が一本化されるに至った。このうち福岡5区では、立憲民主党候補が女性であったこともあり、共産党が男性候補を取り下げ「野党候補一本化」が成立した。そのような野党候補者の集約が実現する一方で、北海道5区には立憲民主党の候補者がいたにもかかわらず共産党も候補を擁立した。これは2017年の衆院選で、共闘しても自民党候補の得票を上回らなかったためとされる。このことから、共産党は比例票を減らすリスクと、しかしながら政権獲得競争に参加するならば独自候補擁立は自重する必要があるというジレンマを抱えていると指摘されている。

以上をふまえ本研究では、汚染効果の検証と、政党レベルでの野党勢力結集の条件を明らかにすることを目指して、補欠選挙における候補者集約に関して検証する。

ただし、用語の使い分けを明確にしておく必要がある。これ以降本論文でいう「野党」とは、基本的に2012年12月の民主党下野以降、分裂状態にある野党勢力のことを指す。そのため2009年から2012年の民主党を中心とする政権下において、野党第一党は自民党であったが、民主党を含む非自民勢力が「野党」にあたるものとする¹⁷⁾。そして、野党が候補者を調整し人数を絞っていく場合について、報道をはじめとして「野党統一候補」や「候補者一本化」といった表現がされることもある。しかし山口

16) 本論文では「野党共闘」は、この2016年以降の野党第一党を中心とし、共産党を含んだ野党間の協力体制のみを指すものとする。

17) したがって、2009年9月16日から2012年12月26日の民主党政権の時期においても、便宜上、公明党を野党に含まない。

（2023）も指摘するように、「一本化」というワーディングには、表向きに公表された政党間協力のニュアンスが含まれている。そのため本論文では「一本化」のみならず、ステルスの候補者取り下げや擁立断念も含むものとして、「集約」という表現を用いる。

これまで、野党勢力が分裂する状況について汚染効果の観点からはあまり研究されてこなかった。また補欠選挙に関する研究は、岩渕（2013）のいうように、あまり多くない。そこで本研究では、補欠選挙を分析することで汚染効果の検証と野党候補者集約の成立条件を明らかにすることを目指す。

野党の分裂は制度が要因ならば、汚染効果つまり比例代表部分の存在によって野党間の協力が阻害されているといえる。そうであるならば、比例代表部分なしで行われる補欠選挙では野党の候補者が収斂するはずである。汚染効果を検証するにあたって、比例代表部分がなく選挙区部分のみが独立して行われる補欠選挙には汚染効果は存在しないとの想定から、次の仮説 1 を置く。

仮説 1：補欠選挙では汚染効果が働かず、総選挙時よりも野党の候補者は集約される

この仮説 1 の検証を通して、日本の選挙制度における汚染効果の存在を検証したい。

もちろん候補者が集約されるかどうかは汚染効果以外の要素もあるだろう。限られた選挙区でのみ行われる補欠選挙はその時期、全国的に注目を集めるため、当選を目的とせず次の選挙に向けた活動としての立候補や、党の主義や政策の宣伝としての立候補がなされることが想定される¹⁸⁾。しかしそう考えるならば補欠選挙においては候補者が乱立するはずであり、にもかかわらず総選挙時よりも候補者が集約される結果が示され

18) 例えば、次の総選挙に向けて「顔を売る」といった、総選挙時とは別の状況やインセンティブがあることが考えられる。

れば、単純小選挙区制となる補欠選挙と比例代表制が並立する総選挙の差異、つまり衆議院における汚染効果の存在が強く示されるのである。

また汚染効果の検証には、中選挙区制時代と比較するほうが望ましいと考えるかもしれないが、当時はその選挙区の衆議院議員が2人以上欠員となった場合に補欠選挙が実施されていたため、事例が少なく、また補欠選挙の定数が1人ではなくなるため比較に適していないと判断した。

そのほか、衆議院の同じ選挙区の補欠選挙に限定することで条件をそろえることができると考えている。①衆議院の同じ選挙区であり、制度要因や地理的なあるいはそれに付随する選挙区固有の環境要因をそろえることができる¹⁹⁾、②後述するように期間ごとに区切って分析することで、時期による変化も極力排することができる、③比例がなければ補欠選挙では定数1の選挙区当選が最大のモチベーションであり、野党勢力においてこれを意識した政党間交渉が行われるはず、との3点が、厳密な比較が可能と考える理論的検討である。

さらに、比例代表部分のない補欠選挙を用いることで、その候補者集約が成立する条件として、汚染効果を除いた、汚染効果以外の要因を検証したい。ここで野党がまとまる条件として、野党第一党の求心力に注目する。小選挙区において、野党第一党が強い求心力を持っていれば、おのずと野党第一党の候補が野党の候補者とされることが、そうでなくても野党第一党が候補者の擁立を先導することが考えられるからである。これは、半年ごとの最新の有権者の民意として該当する選挙区が全国的に注目を集める補欠選挙において、野党内での求心力があれば候補者調整でイニシアチブを取りやすく、野党の候補者集約がスムーズに進むとの想定に基づく。なお仮説1の導出でも述べたとおり、全国的に注目を集める補欠選挙では当選以外のインセンティブから野党候補者の乱立も想定できるが、そうであっても候補者が集約されるならば、やはり集約要因として強く示されるだろう。

これらをもとに、次の仮説2を置く。

19) ただし各選挙区の区割り変更や候補者の出入りなどは考慮していない。

仮説 2：汚染効果の要因となる比例代表部分がなければ、野党第一党の求心力が強いほど野党の候補者は集約される

仮説 1 について、三章で補選時と総選挙時の候補者数を比較し統計的に検証する。仮説 2 については、四章(一)節で選挙区ごとの状況と候補者数の多変量解析をしたうえで、四章(二)節で特徴的な事例を取り上げて分析する。補選で候補者が集約した事例から野党がまとまる条件を、補選で候補者が集約しなかった事例から野党がまとまらない条件を探る。なお三章および四章(一)節におけるデータ分析には、SPSS を用いる。

本研究では以上の構成で、補欠選挙をテーマとして、加えて厳密性のある枠組みによって、汚染効果の検証と野党候補者集約の成立条件を分析することにオリジナリティを見出す。

三 汚染効果の検証——補欠選挙と総選挙における候補者数の比較分析

まず汚染効果の検証として、選挙制度改革後に行われた衆議院小選挙区の補欠選挙を、総選挙時と比較して分析する。先述のとおり、補欠選挙は選挙区部分のみで選挙が実施される。したがって、比例代表と同時に実施される総選挙で汚染効果があるならば、総選挙時よりも補欠選挙時のほうが候補者が集約されるはずである。このことをふまえて仮説 1 の検証を行う。

分析枠組みとしては、恣意性を排除した厳密なモデルを設定する。対象とする期間は、選挙制度改革を含む政治改革関連法が成立してから、すなわち 1994 年 3 月以降 2024 年 4 月までとする。そして、『朝日新聞』²⁰⁾ を中心とした報道をもとに補欠選挙および総選挙における候補者と与野党の構図をリストアップし、野党の候補者集約が起こっているかを分析する。

20) 朝刊夕刊の記事検索に加え、ウェブサイトやデータベース「総選挙のすべて」を使用。

仮説1の検証として、リストアップした補欠選挙の候補者数と、同じ選挙区の総選挙での候補者数を比較することで汚染効果が働いているかを検証する。すなわち、

補選時の候補者数<総選挙時の平均候補者数

となっていれば、比例代表部分のない補欠選挙では候補者が集約しているといえる。つまり汚染効果の存在が示される。

なお候補者数を分析に使うことは、野党のみならず与党の候補者集約も検証することにつながるが、自民党を中心とする与党勢力は安定的に候補者調整をしており²¹⁾、衆議院の小選挙区において与党の候補者は基本的に1人に絞られている。このため、候補者数の多寡を見ることで野党の候補者集約を分析できると考えている。

まずはじめの分析として、各補欠選挙での「単純候補者数」²²⁾とその選挙区の総選挙時の平均「単純候補者数」を比較し、補欠選挙での「単純候補者数」のほうが少ないかを検証する。ここで補欠選挙での「単純候補者数」のほうが少ないければ、比例代表部分がないときには選挙区の候補者数が収斂し、総選挙の際には汚染効果が働いているといえる。

しかし「総選挙時の候補者数」といっても、国政の政党システムその他の状況は時期によって異なるものであり、期間を区切って比較することが適切と考えられる。そのため、新たに以下の期間を設定し、期間ごとに分けて分析を行う。

第Ⅰ期：小選挙区比例代表並立制の導入後、野党第一党が新進党から変わり、徐々に民主党に集約されていく時期。2003年9月24日の民主党と自由党の合併（民由合併）までを基準とし、総選挙

21) 中北（2019）も指摘するように、とくに2003年以降の自民党と公明党の間では、候補者調整や相互推薦といった選挙協力が高い水準で行われている。

22) 後述の「政党擁立者数」と区別するため、このように表現する。

表 1 単純候補者数の記述統計量

	当該補選単純候補者数	期間内総選挙平均単純候補者数
度数	55	55
最小値	2	2.50
最大値	9	6.00
平均値	3.86	3.89
標準偏差	1.545	0.887
平均値の標準誤差	0.208	0.120

は 1996 年と 2000 年、補欠選挙は 2003 年 4 月補選までが含まれる。

第Ⅱ期：非自民勢力が民主党中心となり、二大政党（ブロック）化の進んだ時期。2012 年総選挙で非自民勢力が分散し、民主党が下野することになる、その前までを基準とし、総選挙は 2003 年、2005 年、2009 年、補欠選挙は 2012 年 10 月補選までが含まれる。

第Ⅲ期：民主党が分裂し野党が多党化する時期。総選挙は 2012 年、2014 年、2017 年、2021 年、補欠選挙は 2024 年 4 月補選までが含まれる。

以上の分析枠組みにもとづいて、補欠選挙時と「期間内総選挙」²³⁾の単純候補者数を整理した結果が、表 1 である²⁴⁾。

この期間には 55 件の補欠選挙が行われた。全体で見るとすべての補選時の平均単純候補者数は 3.86 人だったのに対して、期間内総選挙の平均単純候補者数は 3.89 人だった²⁵⁾。平均人数を比較すると、わずかな差で

23) その補欠選挙が行われた日が含まれる期間に行われた総選挙を指す。例えば、1997 年 12 月の宮城 6 区補選の場合は、1996 年と 2000 年の 2 度の総選挙が「期間内総選挙」に該当する。

24) 区割り変更によって、現在までになくなった小選挙区もある。平均値については小数第三位で四捨五入した値を小数第二位まで表示している。

表2 補選時と総選挙平均の単純候補者数の対応のあるグループの差のt検定

		当該補選単純候補者数 － 期間内総選挙平均単純候補者数
対応サンプルの差	平均値	-0.038
	標準偏差	1.476
	平均値の標準誤差	0.199
t 値		-0.190
有意確率	両側 p 値	0.850

N=55。

はあるが、期間内総選挙よりも補選時のほうが少なかった。しかし SPSS を用いた対応のある t 検定による平均値の差の検定では、有意確率は 0.850 となり（表2）、有意な差はなかった。

また補欠選挙ごとに見たときに、当該補選単純候補者数<その選挙区の期間内総選挙平均単純候補者数となったのは 26 件（約 47%）だった²⁵⁾。

これを見ると、単純な候補者数の比較では、候補者の集約が起きているとはいえない。

しかしそもそも、野党の候補者が集約しているか否かを検証するのに、単純候補者数は厳密性に欠ける。候補者の中に、国政政党ではない諸派の候補や、無所属で当選を目的としないいわゆる泡沫候補を含んでいるからである。そこで「政党擁立者数」という指標を新たに用いる。

「政党擁立者」とは、国政政党の候補者のことを指す²⁷⁾。具体的には、『朝日新聞』の報道など²⁸⁾にもとづいて公認・推薦²⁹⁾・支持の状況から判断する。そのため候補者のうち、届出政党（所属団体）を諸派³⁰⁾や、無所

25) 参考までに、全総選挙平均の単純候補者数は 3.69 人。

26) 同様に、補選時の単純候補者数<その選挙区的全総選挙平均の単純候補者数となったのは 24 件（約 44%）。

27) 選挙に向けて擁立の動きがあっても告示（公示）直前に立候補を取りやめる場合もある。ここでの「候補者」とは、告示日（公示日）に立候補した候補者のことを指す。

28) 基本的には『朝日新聞』を用いるが、例えば 1998 年東京 4 区補選における松原仁への推薦状況は『読売新聞』を参照した。

表 3 政党擁立者数の記述統計量

	当該補選政党擁立者数	期間内総選挙平均政党擁立者数
度数	55	55
最小値	2	2.00
最大値	6	6.00
平均値	2.91	3.41
標準偏差	0.727	0.775
平均値の標準誤差	0.098	0.105

属候補³¹⁾と分類したものは、「政党擁立者」にカウントされていない。ただし無所属候補のうち推薦状況等から与党系か野党系かが判断できるものは「無所属（与党系）³²⁾」「無所属（野党系）³³⁾」と分類し、「政党擁立者」に含めた³⁴⁾。党派ベースで見ること、与野党構図をより明確にさせること

29) 県連等による推薦なども、報道で確認できたものについては含めた。例えば 2014 年総選挙の北海道 2 区における無所属候補（民主党北海道道連推薦）は、「政党擁立者」に含めた。

30) 2011 年愛知 6 区補選の川村昌代は、当時まだ地域政党であった減税日本からの立候補だったため諸派とした。2024 年東京 15 区補選の福永浩也は、政治団体として新たに立ち上げられた NHK から国民を守る党からの立候補であり、諸派に分類される。

31) 2000 年宮城 6 区補選の伊藤智巳は自由党の公認を告示前に取り消されたため、2000 年東京 21 区補選の川田悦子は共産党からの推薦を辞退したため、無所属とした。

32) 例えば、2003 年山梨 3 区補選の保坂武は、県連が分裂状況にあったためあえて自民党の公認を辞退して立候補したもので与党系とし、2016 年福岡 6 区補選で勝利したほうが自民追加公認とされた鳩山二郎・蔵内謙もいずれも与党系とした。ただし 2007 年熊本 3 区補選で保守分裂とされた坂本哲志・荒木義行はいずれも無所属とした。

33) 特筆すべきものとしては、2019 年沖縄 3 区補選の屋良朝博は知事選立候補のため辞職した前議員が辞職した自由党によって擁立されたため、2023 年山口 2 区補選の平岡秀夫は立憲民主党の公認や推薦はなかったものの元民主衆議院議員であり共産党が平岡への候補者集約の意図で候補者を取り下げたため、野党系とした。

表 4 補選時と総選挙平均の政党擁立者数の対応のあるグループの差の t 検定

		当該補選政党擁立者数 － 期間内総選挙平均政党擁立者数
対応サンプルの差	平均値	-0.497
	標準偏差	0.917
	平均値の標準誤差	0.124
t 値		-4.018
有意確率	両側 p 値	<0.001

N=55。

ができる。

先にも述べたが、自民党を中心とする与党勢力は候補者の一本化調整が進んでいる。本来、本研究で検証しようとしているのは野党候補者の集約であるが、究極的にはデュヴェルジェの法則によって候補者数は 2 人に集約されるとの前提から、指標として「政党擁立者数」を用いる。

以上の分析枠組みに基づいて与野党構図を整理した結果が表 3 である。

全体で見るとすべての補選時の平均政党擁立者数は 2.91 人だったのに対して、期間内総選挙の平均政党擁立者数は 3.41 人だった³⁴⁾。平均人数を比較すると、期間内総選挙よりも補選時のほうが少なかった。SPSS を用いた対応のある t 検定による平均値の差の検定では、有意確率は 0.001 未満となり（表 4）、有意な差であったといえる。

また補欠選挙ごとに見たときに、当該補選政党擁立者数<その選挙区的全総選挙平均政党擁立者数となったのは 37 件（約 67%）、当該補選政党擁立者数<その選挙区の期間内総選挙平均政党擁立者数となったのは 36 件（約 65%）だった。

34) 2017 年の総選挙においては、民進党が候補者を希望の党へ合流させ、民進党としては届け出政党として擁立をしないと機関決定したため「民進」は除外した。ただし、新潟 5 区の大平悦子はもとより無所属で民進党から推薦を得ていたこと、福岡 6 区の新井富美子は希望の党が公認しなかったため民進党県連が支援したことから、野党系とした。

35) 参考までに、全総選挙平均の単純候補者数は 3.27 人。

これらのことから、補欠選挙と総選挙の政党擁立者数の差は有意であり、党派ベースで見た候補者数は、総選挙時と比べ、比例代表部分の並立していない補欠選挙では少なくなることが分かった。よって仮説 1 は実証され、汚染効果の存在が明らかとなった。つまり総選挙では汚染効果の存在によって、野党が候補者集約をできていないことが示された。

四 野党候補者集約の成立条件

(一) 補欠選挙における候補者集約条件の多変量解析

前章において衆議院の補欠選挙は総選挙に比べ、候補者が集約されやすいことが明らかとなった。このことをふまえると、比例代表部分のない補欠選挙に着目することで汚染効果を取り除くことができ、補欠選挙での候補者集約の促進要因や阻害要因を観察すれば、汚染効果以外で野党の候補者集約の成立に関わる条件を明らかにできるはずである。

仮説 2 の検証を通して、野党候補者集約が成立する具体的な条件を明らかにすることを目指す。なお山本 (2010) の「政策的許容性」と「政権獲得期待」が維持できないと分裂が起こるとの指摘、山本 (2021a) の二大政党が共に「弱い」ことで政党システムの変容を招くとの指摘もふまえると、これらの野党候補者集約条件は、野党第一党が求心力を保つ「勝てそう」な状況の操作化といえるだろう。

仮説 2 の検証として多変量解析をするにあたって、野党の候補者集約の成立に関わる要因の候補として考えられる独立変数と統制変数のあわせて 5 変数を検討する。

まず、従属変数は政党擁立者数とし、連続変数をとる。従属変数には「野党候補者集約の成否」も検討したが、野党候補者集約の成否は、成否を分類することそれ自体に恣意性を排除できないことから、候補者数のほうが適切と考えた。また従属変数をダミー変数にしまうとロジスティック回帰分析でないと統計分析ができなくなることもあり、連続変数である候補者の人数が妥当である。そのほか有効候補者数は、告示日（総選挙・参院選では公示日）に候補者が出そろった段階のさらに後の段階であ

る得票に依拠する指標であるため、候補者集約の段階を検証するのには不適当であり、事前の調整の結果としての擁立者数を従属変数とする。前章でも述べたように、政党候補者とは、候補者のうち国政政党要件を持つ各党の公認・推薦・支持の状況から分類したものである。

つぎに独立変数として、仮説2で導出した野党第一党の求心力の観点から、支持率での野党内野党第一党占有率をおく。操作化する数値は、「時事世論調査」³⁶⁾をもとに計算した、補欠選挙の前月の世論調査における野党第一党³⁷⁾の野党³⁸⁾内での政党支持率の占有率とする。したがってこれも連続変数となる。ここで補欠選挙の投開票日の前月としたのは、各党の調整や擁立の判断のタイミングを考慮したものである。また単純な野党第一党の支持率ではないため、野党の多党化や野党第一党の低支持率下での二大政党化など、結果の検討には留意すべき点がある。しかし世論調査における野党第一党の政党支持率野党内占有率は、野党第一党のそのタイミングでの社会における存在感や議席占有率とも関連して、多党化や二大政党化といった国政の構図の変化にも対応した野党第一党のイニシアチブを操作化する値となりうるはずである。そのうえ、あくまで前回総選挙時の

36) 国立国会図書館所蔵の『時事世論調査特報』を参照した。

37) ～1997年12月は新進党、1998年1月～2009年9月は民主党、2009年10月～2012年12月は非自民勢力第一党としての民主党、2013年1月～2016年3月は民主党、2016年4月～2017年9月は民進党、2017年10月は希望の党、2017年11月～は立憲民主党。

38) 共産党は、山本（2010）や笹岡（2016）も指摘するように過半数を超える選挙区で全国的に公認候補を擁立するなど、野党間の棲み分けに参加してこなかった。中北（2022）によると、1996年総選挙から全小選挙区擁立の方針をとってきたものの2005年総選挙と2009年総選挙では共産党の自主的な判断で一定数の選挙区で候補者擁立を見送った。2012年総選挙と2014年総選挙では一部の選挙区を除いて再び全選挙区擁立の方針をとったが、安倍政権下の安保法制を契機に2016年以降少なくとも2024年9月30日の第3回中央委員会総会で委員長の前田智子が「共闘の基盤が損なわれた」と発言するまでは「野党共闘」の一角にいたといえる。こういったことをふまえ、ここでは全期間を通して共産党も「野党」に含めることにした。また野党第一党との距離があるNHK党や参政党も「野党」に含めた。1999年9月までは公明党も「野党」として扱った。

民意と捉えるべき議席占有率よりも、世論調査の支持率は、より選挙直前の世論の動向として立候補を検討する各党各陣営に受け止められるはずであり、適切な指標といえる³⁹⁾。

そして一つ目の統制変数として、前回与党候補得票率をおく。前回の結果を見て、野党票を足して自民党候補を上回るならば、勝機があると考えられるだろう。つまり前回選挙で与党候補の得票率が 50% に達していなければ、野党候補者を一本化すれば勝てる可能性があるとして調整が進みやすいはずである。もし前は与党候補が当選していても与党候補の得票率が低ければ、野党が候補者調整をすれば勝てるとの判断が考えられる。あるいは前は野党候補が当選していて、さらに与党候補の得票が少ないならば、強い野党地盤として候補者調整でイニシアチブを取る人物・組織の存在が考えられる⁴⁰⁾。そこで当該補欠選挙の直前の衆院選の与党候補得票率⁴¹⁾を用い、連続変数をとる。

二つ目の統制変数として、与党不祥事をおく。与党議員の不祥事による辞職に伴う補選であれば、有権者が与党への嫌悪感を示すため勝機があり野党がまともやすいと考えられる。そこで『朝日新聞』の報道をもとに、それぞれの補欠選挙が、補欠選挙を実施するに至った事由を確認し、不祥事であったかどうか分類を行う。その事由が死去（体調不良）ほか⁴²⁾や知事選挙、市長選挙への立候補の場合は 0（不祥事なし）として、不祥事の場合は 1（不祥事あり）として、ダミー変数をとる。補欠選挙に至った事

39) 各党が内々で独自に情勢調査等を行い、そのデータに基づき補欠選挙の時期・地域ごとに候補者擁立の判断をしていることも考えられるが、そのようなデータは入手が難しいため、継続して対面形式の同じ形式で行われた世論調査として参考のできる「時事世論調査」を用いる。

40) ただしいずれの場合も、候補者の乱立によって当選者の得票率が低く出ている可能性がある。

41) 1998 年石川 1 区補選の前回総選挙は自民党推薦の民主党候補、2000 年宮城 6 区補選は前回の 1997 年宮城 6 区補選の自民党候補、2002 年大阪 10 区補選の前回総選挙は自民党推薦の公明党候補、2003 年茨城 7 区補選の前回総選挙は自民党県連推薦の無所属候補、2024 年東京 15 区補選の前回総選挙は当選したほうが追加公認とされた保守分裂の候補 2 名合算の得票率とした。

由については、不祥事が発覚し離党・除名となった後に辞職した者も離党前の所属政党として扱った。

三つ目の統制変数として、比例復活野党現職をおく。その選挙区に、前回選挙で小選挙区では落選したものの比例代表で当選した、いわゆる「比例復活」の野党議員がいれば、現職として活動ができるため、一定程度の地盤や知名度、活動実績アピールといった点で有利と考えられる。その状況で前回当選者が辞職などした場合は、その前回当選者は再び補欠選挙には出ることができないため、前回の小選挙区当選者がいなくなった補欠選挙ということになり、野党候補にチャンスがあると考えられるだろう。そもそも比例復活でも野党の現職議員がいれば、おのずとその候補がその選挙区における野党の候補者とされることが想定される。このことから、その選挙区で落選し比例復活した野党の現職がいれば1（比例復活野党現職あり）、いなければ0（比例復活野党現職なし）として、ダミー変数をとる⁴³⁾。なお当然ではあるが、野党の現職議員がいてもその野党現職議員が当該補欠選挙に至る要因となって辞職した小選挙区当選者だった場合は、0（比例復活野党現職なし）とした。

四つ目の統制変数として、「野党共闘」期をおく。二章でも述べたとおり、2016年北海道5区補選以降、野党第一党と共産党などによる「野党共闘」が成立してきた。2016年参院選でも一人区で野党候補者の一本化が進められた結果、野党共闘は「一定の成果をあげた」とされ、続いてきた。この「野党共闘」について、2014年鹿児島2区補選以前は0（非「野党共闘」期）、2016年北海道5区補選以降は1（「野党共闘」期）として、ダ

42) 死去以外の辞職事由のうち、1998年熊本1区は政界引退、2023年山口2区は体調不良によるものである。

43) 1999年静岡8区補選の直前の総選挙では共産党候補が比例代表として当選し現職となっているが、中北（2022）の指摘するように、小選挙区比例代表並立制となってからは「比例代表を軸に、ここで最大限の議席をとる」という方針のもと、全小選挙区に候補者を擁立し選挙カーや政党ポスターによる宣伝活動を展開する選挙戦略をとっており、比例名簿の登載順位に差をつけたうえで、当選した議員はその地域ブロックの衆議院議員としてのふるまいをすることが見られるため、0とした。

表 5 候補者集約要因の記述統計量

	当該補選政党 擁立者数	支持率での野党内野党 第一党占有率	前回与党候補 得票率	与党不祥事	比例復活 野党現職	「野党共闘」期
度数	55	55	55	55	55	55
最小値	2	25.64	18.19	0	0	0
最大値	6	83.33	84.78	1	1	1
平均値	2.909	51.244	46.554	0.218	0.218	0.291
標準偏差	0.727	17.064	13.986	0.417	0.417	0.458

表 6 候補者集約要因の重回帰分析

		(定数)	支持率での野党内野党 第一党占有率	前回与党候補 得票率	与党不祥事	比例復活 野党現職	「野党共闘」期
非標準化係数	B	3.965	−0.009	−0.011	0.478	−0.572	−0.192
	標準誤差	0.462	0.006	0.007	0.230	0.231	0.222
標準化係数	ベータ		−0.210	−0.215	0.274	−0.328	−0.121
t 値		8.586	−1.540	−1.616	2.074	−2.477	−0.868
有意確率		0	0.130	0.113	0.043	0.017	0.389
共線性の統計量	許容度		0.879	0.922	0.937	0.935	0.839
	VIF		1.138	1.084	1.067	1.070	1.192

従属変数：当該補選政党擁立者数。N = 55、R = 0.445、 $R^2 = 0.198$ 、調整済み $R^2 = 0.116$ 。

ミー変数をとる。

以上の 6 変数から作成したデータセットをもとに、多変量解析として SPSS を用いた重回帰分析を行った結果が表 5 および表 6 である。

この重回帰分析はサンプル数が少なく、回帰の F 検定の有意確率は 0.048 だった。また VIF を見るといずれも 2 未満で、多重共線性は起こっていないといえる。自由度調整済み R^2 乗値の決定係数は 0.116 で、これらの独立変数・統制変数では説明力が強くないといえる。非標準化係数 B および標準化係数ベータの正負を見ると、各変数の政党擁立者数に与えるインパクトは次のとおりである。支持率での野党内野党第一党占有率が高ければ、政党擁立者数が少なくなりやすい。前回与党候補得票率が

高ければ、政党擁立者数が少なくなりやすい。与党議員の不祥事があれば、政党擁立者数が多くなりやすい。比例復活野党現職がいると、政党擁立者数が少なくなりやすい。「野党共闘」期であれば、政党擁立者数が少なくなりやすい。このうち標準化係数ベータの絶対値が0.328である比例復活野党現職の有無が、この5つの変数の中では最も大きなインパクトを与えているといえる。有意確率については、比例復活野党現職（0.017）と与党不祥事（0.043）の2つが、5%水準で有意と示された。

つまり、支持率での野党内野党第一党占有率が高いほど、比例復活野党現職がいれば、「野党共闘」期であれば、候補者集約が起こりやすい。これらの傾向は、変数の効果として想定した通りであった。一方で、前回与党候補得票率は高いほど候補者集約が起こりやすく、与党不祥事があれば候補者集約が起こりづらいとの結果は、想定していたものとは異なる結果だった。この理由として、前回与党候補得票率が高い場合、野党勢力は協力して選挙に取り組まなければそもそも勝負にならないと結束することが考えられる。あるいは圧倒的な与党地盤を前に候補者擁立の優先順位が後回しになり、結果的に候補者の数が限られることも考えられる。また与党不祥事については、全国的に注目を集め報道でも取り上げられやすい補欠選挙において、与党の不祥事を糾す姿勢を示そうと各政党が積極的になることが考えられる。

今回の重回帰分析では、仮説2で想定した野党第一党の求心力については、傾向は示されたものの有意確率は0.130となり、必ずしも明らかにされたとはいえない。しかしながら比例復活野党現職の有無、与党議員による不祥事存在が、野党の候補者調整に影響を及ぼしていることが明らかとなった。

とくに比例復活野党現職について考察すると、先述のように現職国会議員としての活動で有利だけでなく、野党の比例現職がいれば、まずその候補者の動向に各野党が目するため、イニシアチブを取りやすいことが想定できる。ただし、以前は比例現職は補欠選挙には立候補しない事例が多く見られた⁴⁴⁾。「鞍替え」との批判を意識している様子も見られるが、補欠選挙への立候補は現職議員の地位を失うことになり、当選の見込みも

勘案して候補者個人が補欠選挙に立候補しないとの判断をしていることも考えられる。この点は 2002 年福岡 6 区補選や 2004 年埼玉 8 区補選で比例現職である民主党候補が立候補したものの落選したことからも、うかがえる。一方で近年は、「比例復活」の現職がそのままその選挙区の補欠選挙に立候補し当選する事例も見られるようになってきた⁴⁵⁾。いずれにしろ比例復活の野党現職議員がいる小選挙区の場合、本人が立候補しないにしても、本人の意向や言動に注目が集まる、あるいは野党がそれなりの地域組織・基盤を持っているために、野党の候補者集約がなされやすいといったメカニズムが考えられる。

（二） 補欠選挙における候補者集約条件の事例分析

四章(一)節の統計分析では、仮説 2 で想定した野党第一党の求心力について、想定した通りの傾向は示されたものの、必ずしも明らかにされたとはいえなかった。このことをふまえ、仮説 2 のさらなる検証として、特徴的な補欠選挙を事例として取り上げ、分析していく。

そのためにまず、特徴的といえる補欠選挙とはどの事例かを考える。それは、とくに「まとまった」事例や、とくに「まとまらなかった」事例といえるだろう。これを厳密に策定するにあたって、次の指数を新たに用いる。

補選－総選挙の候補者数差：「補選時の政党擁立者数」－「期間内総選挙

44) 比例現職ではあるが補欠選挙に立候補しなかった例は、1998 年茨城 5 区補選の大畠章宏（民主）、1999 年東京 2 区補選の深谷隆司（自民）、1999 年東京 15 区補選の東祥三（自由）、2002 年大阪 10 区補選の肥田美代子（民主）、2003 年東京 6 区補選の保坂展人（社民）と鈴木淑夫（自由）、2003 年山梨 3 区補選の後藤斎（民主）、2006 年千葉 7 区補選の内山晃（民主）などがある。このうち 2002 年大阪 10 区補選と 2006 年千葉 7 区補選では同じ民主党から別の候補者が立候補し、後者では当選している。

45) 比例現職が補欠選挙に立候補し当選した例は、2010 年北海道 5 区補選の町村信孝（自民）、2016 年京都 3 区補選の泉健太（民進）、2024 年長崎 3 区補選の山田勝彦（立民）がいる。

の平均政党擁立者数」

この指標を用いると、「まとまった」、つまり集約した事例は、「補選－総選挙の候補者数差」が負の値となった補欠選挙と操作化できる。反対に「まとまらなかった」、つまり候補者が集約しなかった事例は、「補選－総選挙の候補者数差」が正の値となった補欠選挙と操作化できる。与党候補は基本的に統一されていることを前提に、第Ⅰ期から第Ⅲ期の各期間において、この負の値、正の値それぞれの絶対値が最も大きいケースを「野党がまとまった」「野党がまとまらなかった」特徴的な事例として分析する。

これは、自民党を中心とした与党は候補者調整を安定的に行い与党の候補者は基本的に1人に絞られていることを前提としている。ただし、この基準だけで機械的に取り上げる事例を決定するのは妥当ではない場合もある。例えば、第Ⅰ期で2番目に大きな正の値となった1997年宮城6区補選は、新進党、民主党、社民党の各党がいずれも候補者擁立を見送り、自民／無所属／共産の3候補が立候補したが、この無所属候補は自民党を離党後、新進党に所属し、その後自民党への復党願いを出したものの、のちに民主党に所属する人物であり、この補選を野党が共産党候補で集約された事例とするのは不適当であろう。「補選－総選挙の候補者数差」の正負それぞれ絶対値が大きいものから順に、野党第一党を中心として「まとまる」ことかできたかどうかについても検討して、事例を選定する。

各期の「まとまった」事例と「まとまらなかった」事例をひとつずつ、あわせて3つの「まとまった」事例と3つの「まとまらなかった」事例をとりあげ、『朝日新聞』の報道から各補欠選挙を整理し、比較する。全国一斉で行われる総選挙や参院選に比べると、議員の死去や辞職が発生した選挙区のみで行われる補欠選挙は、半年ごとの最新の民意として全国的に注目を集めるため、全国紙においても報道が充実していると考えられることから、『朝日新聞』を用いることで補欠選挙の実情を追えると判断した。

まずまとまった事例をみていく。第Ⅰ期で「補選－総選挙の候補者数差」が負の値で絶対値が最大となったのは、2002年神奈川8区補選である。この補欠選挙は3月の横浜市長選挙に中田宏（無所属の会）が立候補

表 7 2002 年神奈川 8 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
江田憲司	無所属	
山際大志郎	自民	公明、保守
折田明子	民主	自由
大森興治	無所属	
宗田裕之	共産	

注：2002 年 10 月 15 日公示、2002 年 10 月 27 日投票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

したことに伴って実施された。候補者は表 7 のとおりで、政党擁立者数は 3 人だった。

第 I 期に実施された総選挙の選挙区構図は、1996 年総選挙では新進／自民／民主／社民／共産／自由連合（政党擁立者数 6 人）、2000 年総選挙では無所属の会〈民主推薦〉／自民／社民／自由／共産／自由連合（政党擁立者数 6 人）であり、「補選－総選挙の候補者数差」は -1.00 だった。

2002 年 3 月 1 日、神奈川 8 区選出の現職である中田宏が横浜市長選挙への立候補を正式に表明した。中田は市長選告示の 3 月 17 日に失職したため、10 月に補欠選挙が行われることとなった。この際、3 月 15 日までに辞職すれば 4 月に補欠選挙が実施されるにもかかわらずそうしないことについて、半年以上衆議院議員が不在の空白になるとして、自民党の神奈川 8 区支部が中田に公開質問状を送っている。そして 4 月 2 日には、前回 2000 年総選挙で公認候補を立てず中田を推薦していた民主党の神奈川県連が、この補欠選挙に神奈川県議の大木哲を後任として擁立することを決めていた。しかしその後 4 月 17 日までに民主党本部は、大木の公認を「凍結」として神奈川県連に通知した。これは横浜市長選挙で民主党神奈川県連が、落選した前職の高秀秀信と中田に割れた混乱状態にあったことに起因する。6 月 3 日には共産党神奈川県委員会常任委員の宗田裕之が党公認としての立候補を表明した。

自民党は、2000 年総選挙に自民党公認で立候補し落選していた江田憲司が、補欠選挙に立候補しないことを 7 月 5 日に神奈川県連会長に伝えて

いた。そのため自民党神奈川県連は7月31日にこの補欠選挙の候補者を公募することを決め、募集を開始した。しかしこれに先立って民主党が県連として初めて国政選挙候補者の公募を行っており、すでに7月29日に神奈川県連が折田明子の擁立を内定していた。自民党は9月10日に山際大志郎の公認を決定し、9月12日には保守党が同時に実施される新潟5区と合わせて、神奈川8区補選での山際の推薦を決定した。9月20日には、野党第二党自由党が常任幹事会で同時に実施される山形4区などと合わせて、神奈川8区補選での折田の推薦を決定した。10月3日には、公明党も新潟5区と合わせて、神奈川8区補選での山際の推薦を決定し、与野党の構図が確定した。

ところが10月5日に、立候補しない意向を示していた江田が無所属で立候補することを発表した。さらに10月9日には、松下政経塾OBの大森興治が無所属での立候補を表明し、10月15日の告示日にはこの5人が立候補を届け出た。

この事例が「まとまった」要因は、まず、2000年総選挙で候補者を擁立した社民党⁴⁶⁾、自由党、自由連合の3党が候補者を擁立しなかったことにあるだろう。加えて野党は、独自の選挙戦術をとる共産党⁴⁷⁾以外の野党で足並みをそろえることができた。同日に行われた7つの補欠選挙において、衆議院山形4区・神奈川8区・大阪10区・福岡6区で民主党公認候補を自由党が推薦し、衆議院新潟5区と参議院千葉県・鳥取県では同じ無所属候補に民主党、自由党、社民党で共同推薦を行ったのである⁴⁸⁾。このときの野党第一党民主党に対し、1年後には民由合併に至る野党第二党自由党が協力する姿勢を見せていたことが大きな要素だったといえよう。

46) 同日に実施される大阪10区補選は選挙区当選の現職であった社民党政審会長の秘書給与流用疑惑による辞職によって実施されている。このため、党として補欠選挙に公認候補を擁立することは世論の批判の対象にもなりかねず、見送った可能性もある。

47) 共産党は2002年10月27日に実施された7つすべての選挙区に公認候補を擁立した。

48) 与党については、参院鳥取県を除く6つの選挙区で、自民、公明、保守の与党3党が公認・推薦する統一候補となっている。

表 8 2007 年岩手 1 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
階猛	民主	国民新党
玉沢正徳	自民	公明
瀬川貞清	共産	

注：2007 年 7 月 17 日告示、2007 年 7 月 29 日投開票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

二つ目の「まとまった」事例として、第Ⅱ期で「補選－総選挙の候補者数差」が負の値で絶対値が最大となったのは、2007 年岩手 1 区補選と 2011 年愛知 6 区補選である。「補選－総選挙の候補者数差」はどちらも全く同じ値となったが、愛知 6 区補選は自民／諸派（減税日本）／共産／諸派／無所属の構図であり、非自民第一党で当時与党だった民主党が候補者擁立を断念し、地元愛知で候補者を擁立した減税日本が当時まだ地域政党であったため諸派に分類されていることで、政党擁立者数が 2 となっている。この点から岩手 1 区のほうが適切な事例と考えられる。

2007 年岩手 1 区補選は、4 月の岩手県知事選挙に達増拓也（民主）が立候補したことに伴って実施された。候補者は表 8 のとおりで、政党擁立者数は 3 人だった。

第Ⅱ期に実施された総選挙の選挙区構図は、2003 年総選挙では民主／自民／社民／共産（政党擁立者数 4 人）、2005 年総選挙では民主／自民／社民／共産（政党擁立者数 4 人）、2009 年総選挙では民主〈国民新党推薦〉／自民〈公明推薦〉／社民／共産／諸派（政党擁立者数 4 人）であり、「補選－総選挙の候補者数差」は -1.00 だった。

2007 年 3 月 22 日、岩手 1 区選出の現職である達増拓也が岩手県知事選挙への立候補を届け出たため、7 月の参院選と同日に補欠選挙が行われることとなった。

5 月 5 日には、党代表の小沢一郎の地元である民主党岩手県連が、雫石町出身の階猛を擁立すると発表した。階は民由合併前の自由党の政治家公募に応募し、選ばれたこともある人物であった。会見に同席した達増は「私の公認は、私が責任をもって調整しないといけないと自覚してきた」

とし、候補者選定は4月の統一地方選が終わってから短期間で行ったことを明らかにした。また小沢も、候補選定を達増に任せていたことを明らかにした⁴⁹⁾。

対する自民党は、岩手県連会長（衆議院議員）の長男、玉沢正徳を擁立することをすでに決めており、2006年12月には立候補表明をしていた。社民党は、2007年5月6日の段階で擁立を見送る方針であることが報じられており、5月27日の岩手県連定期大会にて、独自候補の擁立を見送ることを決定した。そのほか5月23日には国民新党が階猛の推薦を決定し、6月14日には共産党岩手県委員会が、岩手県委員会書記長の瀬川貞清を擁立すると表明した。さらに7月5日、公明党は中央幹事会で玉沢の推薦を決定し、与野党の構図が確定した。

この事例が「まとまった」要因も、2003年から2009年の総選挙いずれでも候補者を擁立した社民党が、補欠選挙では擁立しなかったことにある。なお当時は民主党が圧倒的な野党第一党であり、衆参の議席数では共産党が野党第二党、社民が野党第三党と続く。しかしながらこの時期は「野党共闘」期以前であり、野党の中でも共産党は独自の選挙戦略をとっていた。このため社民党が事実上の野党第二党ともいえるだろう。そしてこの選挙区をめぐっては、2009年総選挙において、岩手1区の共産党候補である吉田恭子が「比例代表で高橋千鶴子さんの再選をなんとしても勝ち取ります」と街頭演説していた⁵⁰⁾ ほか、社民党も比例票の獲得に力を入れて、候補のいない岩手2区の支持者に1区の候補者の重点支援を呼び掛けたと報道されている。岩手1区は小選挙区制に移行した1996年以降、新進党、自由党を経由し民主党に至った達増と、民主党から希望の党、旧・国民民主党を経て新・立憲民主党に至った階が常に当選を続けてきた選挙区であり、一貫して野党が勝てる強い選挙区といえる。このことから、小選挙区の選挙区当選の現職野党候補者が強い選挙区では、比例票掘り起こしのインセンティブを持つ他の野党が擁立するという汚染効果のメ

49) 『朝日新聞』（岩手県版）2007年5月6日付朝刊。

50) 『朝日新聞』（岩手県版）2009年7月30日付朝刊。

表 9 2016 年東京 10 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
若狭勝	自民	公明
鈴木庸介	民進	
吉井利光	諸派	

注：2016 年 10 月 11 日告示、2016 年 10 月 23 日投開票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

カニズムが表れている可能性がある。

三つ目の「まとまった」事例として、第Ⅲ期で「補選－総選挙の候補者数差」が負の値で絶対値が最大となったのは、2016 年東京 10 区補選である。この補欠選挙は 7 月の東京都知事選挙に小池百合子（自民）が立候補したことに伴って実施された。候補者は表 9 のとおりで、政党擁立者数は 2 人だった。

第Ⅲ期に実施された総選挙の選挙区構図は、2012 年総選挙では自民〈公明推薦〉／民主〈国民新党推薦〉／日本未来の党〈新党大地推薦〉／共産（政党擁立者数 4 人）、2014 年総選挙では自民〈公明推薦〉／民主／共産／生活の党／次世代の党（政党擁立者数 5 人）、2017 年総選挙では自民〈公明推薦〉／立民／希望の党／共産／無所属／諸派（政党擁立者数 4 人）、2021 年総選挙では自民〈公明推薦〉／立民〈れいわ新選組推薦〉／維新／無所属／諸派（政党擁立者数 3 人）であり、「補選－総選挙の候補者数差」は－2.00 だった。

2016 年 6 月 29 日、東京 10 区選出の現職である小池百合子が東京都知事選挙への立候補の意向を表明した。その後 7 月 14 日に小池は都知事選挙への立候補を届け出て、衆議院議員を自動失職となった。8 月 5 日には、民進党が臨時常任幹事会で鈴木庸介の公認を決定した。鈴木は公募で 2015 年 12 月に支部長に就任していた人物である。この時点での野党勢力について、「共産党などは野党共闘に前向きで、候補統一に向けた協議を呼びかける意向」と報じられている⁵¹⁾。

ここからの野党各党の動きに着目して整理していく。8 月 29 日には、共産党書記局長の小池晃が記者会見で補欠選挙に対し「野党間の調整をす

ることは可能性としてはある」と発言し⁵²⁾、9月1日には社民党が常任幹事会で、民進党に対し野党共闘し候補者一本化に取り組むよう求める方針を確認した。さらに9月21日には、共産党が中央委員会総会で、「野党共闘を軸に戦う」方針を決定した。その後10月5日には民進党、共産党、社民党、生活の党と山本太郎となかまたちの野党4党が幹事長書記局長会談を行い、同日に行われる東京10区と福岡6区の2補選で共闘し民進党公認候補に一本化することで合意した。共産党は公認候補を取り下げることに對して、小池晃は「補選に限っての特別な対応だ。総選挙は相互協力。一方的に我が党が（候補者を）降ろすことにはならない。お互いに『推薦』して戦うことが必要」と述べたのに対し、生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の小沢一郎は「補選だけ協力なんてありえない。総選挙への第一歩でないと全然意味がない」と述べた⁵³⁾。また小沢は共産党と同様に、共闘を文章にするように求めたが、結局は口頭確認にとどまった。10月8日に開催された民進党の全国幹事会で民進党代表の蓮舫は、次期衆院選で民進が主導して野党候補の一本化に取り組む考えを示した。しかし、10月19日に民主党、共産党、社民党、自由党⁵⁴⁾の野党4党が福岡6区補選の合同演説会を、10月20日に同野党4党が東京10区補選の演説を開催すると、共闘に批判的な連合がとくに前者に反発し、東京10区のスタッフを引き揚げさせる事態となった。

対する与党の動きは、そもそも補欠選挙に至った事由が小池百合子の東京都知事選挙立候補であるが、東京都知事選挙で増田寛也を擁立した自民党に反するかたちで小池百合子が知事に当選する結果となっていた。その自民党の党本部で9月6日、東京都知事選挙で小池百合子を支援した比例現職の若狭勝が幹事長の二階俊博らと会談し、立候補の意向を伝えた。その後、公募を経て、9月21日に、自民党は若狭勝を公認すると発表した。さらに10月6日には、二階と小池百合子が会談し、東京10区補選での協

51) 『朝日新聞』2016年8月6日付朝刊。

52) 『朝日新聞』2016年8月30日付朝刊。

53) 『朝日新聞』2016年10月6日付朝刊。

54) 2016年10月12日に「生活の党と山本太郎となかまたち」から党名変更。

力を確認した。東京都知事選挙をきっかけに確執が生じて、勝利つまり選挙区当選を目指して対立の修復と挙党一致に動く与党の強さといえよう。

この事例が「まとまった」要因は、民進党、共産党、社民党、自由党の 4 党による「野党共闘」が成立したことにあるだろう。とくにこの時期は、それまでの野党第二党維新の党が分裂し、3 月に大きな野党勢力結集の動きとしての民進党ができたことにより、衆参いずれの議席数も共産党が野党第二党となっていた。また四章(一)節の統計分析では有意と示されなかった「野党共闘」も、この時期においてはインパクトの大きさが伺い知れる。なお野党のうち、維新の党から分裂して民進党に合流しなかった勢力は、おおさか維新の会を経た日本維新の会であり、東京都での補欠選挙に対して党としての動きを示せず終わった。

ここまでの「まとまった」事例を見ると、いずれも野党第一党が野党第二党からの協力を得られることが、野党の候補者集約が成立する要因であると見出せるだろう。

つづいて「まとまらなかった」事例をみていく。第 I 期で「補選－総選挙の候補者数差」が正の値で最大となったのは、1998 年富山 2 区補選である。ただし第 I 期で「補選－総選挙の候補者数差」が正の値となったのはこの事例が唯一である。つまり数値の上では、第 I 期に実施された補欠選挙 24 件のうち、まとまらなかったのは一度しかなかったということだ。この点だけを見ても、1996 年から 2003 年にかけての第 I 期は、野党がまとまる方向で一致していた時期といえる。この富山 2 区補選は 7 月の住博司（自民）の死去に伴って実施された。候補者は表 10 のとおりで、政党擁立者数は 3 人だった。

第 I 期に実施された総選挙の選挙区構図は、1996 年総選挙では自民／共産（政党擁立者数 2 人）、2000 年総選挙では自民〈公明・保守推薦〉／民主／共産（政党擁立者数 3 人）、であり、「補選－総選挙の候補者数差」は +0.50 だった。

1998 年 7 月 11 日、富山 2 区選出の現職である住博司が死去したため、8 月に補欠選挙が行われることとなった。後継者争いとして自民党内

表 10 1998 年富山 2 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
宮腰光寛	自民	
西尾政英	無所属（野党系）	民主、自由、社民、改革クラブ
住一郎	無所属	
折田誠	共産	

注：1998 年 8 月 11 日告示、1998 年 8 月 23 日投開票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』より筆者作成。

での動きが活発になる中、7 月 20 日の「お別れの会」にて、実兄の住一郎が立候補の可能性を示唆した。調整は難航するも、7 月 30 日には富山県連の常任総務会で、自民党は富山県議の宮越光寛の擁立を正式に決定し、党本部に公認申請した。なお、8 月 5 日に富山県庁で開かれた立候補予定者の事務説明会には、自民党、民主党、共産党、自由党、社民党の 5 政党⁵⁵⁾の関係者に加えて住一郎の代理人も出席し、住一郎が実際に立候補したことで保守分裂選挙となった⁵⁶⁾。

一方野党側は、社民党が 7 月 21 日の富山県連の常任幹事会で擁立の方向で検討するとしたほか、7 月 24 日には共産党の富山県委員会が党富山県新川地区委員会副委員長の折田誠を擁立すると発表した。7 月 28 日には、「民主党とやま」が常任幹事会で、7 月の参院選で次点となっていた谷林正昭を擁立する方針を決めた。党本部から谷林の擁立を強く要請されていたという。なお同日、参院選では民主党候補と社民党候補で労組組織が割れていた連合富山は、執行役員会で傘下の労組が統一して 1 人の候補を応援することを確認した。しかし 7 月 31 日に谷林は「民主党とやま」代表の前川忠夫と会談し、立候補の要請を辞退する。それでも前川は社民党との統一候補擁立について「他党との協力を前提とした候補者選びはしていない」⁵⁷⁾と、公認候補の擁立にこだわる姿勢を示した。結果として 8 月 4 日、民主党は常任幹事会で民主党の代議士秘書などを務めた西尾

55) この時点で候補擁立を決めていたのは自民党、民主党、共産党の 3 党。

56) 自民党員の町議が離党届を出し、無所属の住一郎の支持に回るなどした。

政英の推薦を決めた⁵⁸⁾。党本部は公認を主張したものの、前川が「2 区にはまだほとんど組織がない。将来の自治体選挙を考えたとき、連合の力を借りる必要がある⁵⁹⁾」と主張したため西尾の推薦となり、連合富山は 8 月 6 日の緊急執行委員会で西尾の推薦を正式に決定し、自由党、社民党、公明党の各党に西尾の推薦を要請し「反自民・非共産」勢力の結集を呼びかけた。これに対し 8 月 5 日社民党の富山県連は、拡大常任幹事と 2 区支部連合代表者の合同会議で西尾を推薦する方針を固めた。社民党の①推薦する各政党・団体は対等、②当選後も会派は無所属という 2 つの条件を連合は拒否したものの、8 月 6 日に社民党富山県連が西尾の推薦を決定し、8 月 7 日の党三役会議で推薦を決定した。その後、自由党も 8 月 10 日に西尾の推薦を決定した。ただし公明党系の新党平和は 8 月 10 日の選挙対策委員会で、富山 2 区では自主投票とすることを決めた。

この事例が「まともらなかった」要因は、自民党、共産党に加え、1996 年総選挙では候補者を擁立できていなかった民主党が共産党を除く野党の統一候補を擁立できたことにある。つまり本研究の分類では「まともなかった」ことになるが、実態は野党の共闘の一事例といえる。選挙対策本部は、野党の最大の支持組織である連合が主導するかたちとなり、野党勢力結集のひとつのロールモデルとなったといえよう。

二つ目の「まともなかった」事例を考える。第Ⅱ期で「補選－総選挙の候補者数差」が正の値で絶対値が最大となったのは、2004 年鹿児島 5 区補選と 2005 年宮城 2 区補選である。「補選－総選挙の候補者数差」はどちらも全く同じ値となったが、鹿児島 5 区は自民・民主・共産の構図であり、当時の共産党の状況を考えると、実質与野党一騎打ちとなっていたといえるだろう。一方で、2005 年宮城 2 区補選は前年 12 月の鎌田さゆり（民主）の辞職に伴って実施され、候補者は表 11 のとおりで、政党擁立者数は 4 人だった。

57) 『朝日新聞』（富山県版）1998 年 8 月 4 日付朝刊。

58) 同日、民主党は同じタイミングの石川 1 区補選で奥田建の公認を決定し、自由党も奥田の推薦を決めていた。

59) 『朝日新聞』（富山県版）1998 年 8 月 5 日付朝刊。

表 11 2005 年宮城 2 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
秋葉賢也	自民	公明
門間由記子	民主	
菊地文博	無所属	
五島平	共産	
田山英次	社民	

注：2005 年 4 月 12 日告示、2005 年 4 月 24 日投開票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

表 11 のとおり宮城 2 区補選は当時の野党のうち民主、共産、社民の 3 党の政党擁立者がいることから、この事例を第Ⅱ期で最も「まとまらなかった事例」としたい。第Ⅱ期に実施された総選挙の選挙区構図は、2003 年総選挙では民主／自民／共産／社民／無所属（政党擁立者数 4 人）、2005 年総選挙では自民〈公明推薦〉／民主／共産（政党擁立者数 3 人）、2009 年総選挙では民主〈国民新党推薦〉／自民〈公明推薦〉／無所属／諸派（政党擁立者数 2 人）であり、「補選－総選挙の候補者数差」は +1.00 だった。

2004 年 12 月 24 日、宮城 2 区選出の現職である鎌田さゆりが選挙時に陣営の電話かけに報酬を支払った選挙違反事件によって、辞職願を衆議院議長河野洋平に提出し許可されたため、翌年 4 月に補欠選挙が行われることとなった。

これに対し自民党は、12 月 24 日の宮城県連五役会議で補選の候補者を公募することを正式に決定した。そして年明け 2005 年 1 月 7 日には、まず、共産党の宮城県常任委員である五島平が党公認で立候補することを表明した。1 月 31 日には民主党宮城県連が大学院生の門間由記子⁶⁰⁾を擁立すると決め、翌日、民主党本部の常任幹事会で公認が正式に決定した。

2 月 24 日には自民党が宮城県議の秋葉賢也の擁立を決めたが、3 月 1 日、宮城県議の菊地文博が無所属での立候補を表明し、保守分裂選挙と

60) 門間は、民主党副代表の小沢一郎が主宰する「小沢一郎政治塾」に在籍していた。

なった。菊地は自民党公認で県議に 3 期連続当選していたが、党が公募による候補者選考で予備選を実施しなかったことなどを不服として宮城県連に離党届を提出していた。さらに 3 月 3 日には社民党宮城県連が前回 2003 年総選挙にて社民党公認で立候補し落選していた田山英次を擁立する方針を決め、3 月 10 日に正式決定した。4 月 4 日に公明党が中央幹事会で秋葉の推薦を決定した⁶¹⁾ ことで、与野党の構図が確定した。

この事例が「まともらなかった」要因は、補欠選挙の 5 か月後に行われる 2005 年総選挙では候補者を擁立しなかった社民党が、補選では候補者を擁立していたことにある。宮城 2 区には 2003 年総選挙で社民党から立候補し落選していた候補がいたという要素もあるが、この候補は「今回の補選は、民主党が金で選挙運動を依頼したことが発端になった残念な選挙。政治への信頼回復が補選の課題だ」と話し、自民党と民主党を「保守二大政党」と位置づけ護憲政党としての社民党の役割を強調していた。また一方で社民党は、同日に行われた福岡 2 区補選では民主党公認候補を推薦していたことから、選挙区選出の野党現職議員による不祥事では野党各党が足並みをそろえることは難しいとも見てとれる⁶²⁾。

三つ目の「まともらなかった」事例として、第Ⅲ期で「補選－総選挙の候補者数差」が正の値で絶対値が最大となったのは、2023 年千葉 5 区補選である。この補欠選挙は前年 12 月の蘭浦健太郎（自民）の辞職に伴って実施された。候補者は表 12 のとおりで、政党擁立者数は 6 人だった。

第Ⅲ期に実施された総選挙の選挙区構図は、2012 年総選挙では自民〈公明推薦〉／民主〈国民新党推薦〉／維新／みんなの党／日本未来の党〈新党大地推薦〉／共産／無所属（政党擁立者数 6 人）、2014 年総選挙では自民〈公明推薦〉／民主／共産／無所属（政党擁立者数 3 人）、2017 年総選挙では自民〈公明推薦〉／立民／希望の党（政党擁立者数 3 人）、2021 年総選挙では自民〈公明推薦〉／立民／維新／国民民主党（政党擁立者数 4 人）

61) 秋葉は 3 月 4 日に公明党宮城県本部に推薦依頼を出していた。

62) ただし福岡 2 区補選も、選挙区当選の民主党現職議員の不祥事によって実施された点は注意が必要である。

表 12 2023 年千葉 5 区補選の候補者

	公認	推薦・支持
英利アルフィヤ	自民	公明
矢崎堅太郎	立民	
岡野純子	国民	
岸野智康	維新	
斉藤和子	共産	
星健太郎	無所属	
織田三江	政女	

注：2023 年 4 月 11 日告示、2023 年 4 月 23 日投開票。候補者は得票順。

出典：『朝日新聞』および総務省ウェブサイト「衆議院議員補欠選挙」より筆者作成。

であり、「補選－総選挙の候補者数差」は +2.00 だった。

2022 年 12 月 24 日、千葉 5 区選出の現職である藺浦健太郎が政治資金パーティー収入の過小記載によって議員辞職した⁶³⁾ため、翌年 4 月に補欠選挙が行われることとなった。12 月 22 日には、5 区の市民でつくる市川・浦安市民連合が、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党の 4 党に「立憲主義、民主主義を尊重する候補者を国会へ送ろう」と候補者一本化を求める要望書を送った⁶⁴⁾。しかしこの時点ですでに国民民主党は、前々回 2017 年総選挙に同選挙区で希望の党公認で立候補し落選していた浦安市議の岡野純子の公認を内定しており⁶⁵⁾、市民連合は国民民主党に一本化を求めるかは検討中としていた。12 月 27 日には立憲民主党の千葉県連が、前回 2021 年総選挙に同選挙区で立候補し落選していた前県議の矢崎堅太郎を公認申請することを決定して翌年 1 月 17 日に党本部が公認し、さらに 12 月 30 日には共産党も千葉県委員会が元衆議院議員の斉藤和子の擁立を発表した。2023 年 1 月 20 日には立憲民主党代表の泉健太が千葉 5 区補選において野党間で候補者の一本化を検討していることを明らかに

63) 藺浦は臨時国会閉会後に検察の聴取を受けていた。

64) 『朝日新聞』（千葉県版）2022 年 12 月 23 日付朝刊。

65) 2 月 21 日に内定。

し、候補者を取り下げる可能性について「可能性はさまざまある」と述べた⁶⁶⁾が、野党の候補者はさらに増え、候補者の一本化は見通せない状況となる。1 月 26 日には千葉維新の会が、岸野智康を日本維新の会の公認候補として擁立すると発表したのである。2 月 28 日には NHK 党⁶⁷⁾も織田三江の公認を発表した。

一方与党は、候補者の公募を行っていた自民党が 2 月 25 日に英利アルフィヤの公認を発表し、4 月 3 日には公明党が英利の推薦の決定したことをもって、与野党構図が確定した。

この事例は、明確に野党候補が乱立し、「まとまらなかった」事例といえる。その要因は、ほとんどすべての国政野党が候補者を擁立し、野党第一党立憲民主党も調整を主導できなかったことにある。2016 年以降の野党共闘の枠組みには参加してこなかった日本維新の会が野党第二党となっており、立憲民主党は維新の会が公認候補を擁立していた同日の和歌山 1 区補選では公認候補を擁立しなかったが、維新の会との選挙協力が難しい力関係となっていた⁶⁸⁾。やはり野党第一党が野党第二党からの協力を得られなければ野党の足並みをそろえることは難しいといえる。しかし結果論であるが、共産党が候補者を擁立せず、斉藤の得た票がすべて立憲民主党の矢崎に乗っていれば当選していた。共産党候補の斉藤は、防衛費増額を問題視し「戦争の準備を進める動きにストップをかけ、人を大切にする政治を取り戻す」と訴えた⁶⁹⁾ものの、比例票の掘り起こし目的の候補者擁立を必要としない補欠選挙になぜ共産党が候補者を立てたのか。今回の分析の時点では、明確な理由は分からなかった。

ここで、「まとまった」3 事例と「まとまらなかった」3 事例における、野党の候補者集約の成立に関わる要因の候補として設定した 5 変数を比較、検討する。各事例における変数の値は表 13 のとおりである。表 13 で

66) 『朝日新聞』2023 年 1 月 21 日付朝刊。

67) 2023 年 3 月 10 日に「政治家女子 48 党」へ党名変更。

68) この時期、各社の世論調査では政党支持率で日本維新の会が立憲民主党を上回る事例が見られた。

69) 『朝日新聞』(千葉県版)2022 年 12 月 30 日付朝刊。

表 13 「まとまった」事例と「まとまらなかった」事例の変数

	神奈川 8 区	岩手 1 区	東京 10 区	富山 2 区	宮城 2 区	千葉 5 区
当該補選 単純候補者数	5	3	3	4	5	7
期間内総選挙平均 単純候補者数	6.00	4.33	5.00	2.50	4.00	4.50
当該補選 政党擁立者数	3	3	2	3	4	6
期間内総選挙平均 政党擁立者数	6.00	4.00	4.00	2.50	3.00	4.00
支持率での野党内野党 第一党占有率	50.00	83.33	56.19	35.84	77.44	32.11
前回与党候補得票率	26.88	35.43	50.73	84.78	43.79	46.97
与党不祥事	0	0	0	0	0	1
比例復活野党現職	0	0	0	0	0	0
「野党共闘」期	0	0	1	0	0	1

は左の 3 つが「まとまった」事例、右の 3 つが「まとまらなかった」事例である。

まず期間内総選挙平均政党擁立者数を見ると、神奈川 8 区＞富山 2 区、岩手 1 区＞宮城 2 区、東京 10 区＝千葉 5 区となっている。各期間の「まとまった」事例と「まとまらなかった」事例を比較すると、それぞれ「まとまった」事例の選挙区のほうが総選挙での政党擁立者が多い傾向が見て取れる。つまり、総選挙ではまとまりづらい選挙区において、補欠選挙ではまとまることができたと分かる。

つぎに支持率での野党内野党第一党占有率を見ると、これも神奈川 8 区＞富山 2 区、岩手 1 区＞宮城 2 区、東京 10 区＞千葉 5 区となっている。仮説 2 に関して、各期間の事例で比較すると、「まとまった」事例のほうが支持率での野党内野党第一党占有率が高く、野党の候補者集約の成立要因としての野党第一党の求心力の存在が示されたといえよう⁷⁰⁾。

同様に前回与党候補得票率を見ると、第 I 期の「まとまった」事例であ

る神奈川 8 区と第Ⅱ期の「まとまった」事例である岩手 1 区は、それぞれ対応する期間の「まとまらなかった」事例である富山 2 区、宮城 2 区と比べて小さい値となっている。第Ⅲ期では「まとまった」東京 10 区が「まとまらなかった」千葉 5 区を 4 ポイントほど上回っていることに注意が必要ではあるが、前回与党候補得票率が低いほど「勝てそう」つまり勝機があるとして野党候補者集約が成立するのではないかと考えた変数設定時の想定に沿うケースもあるといえるだろう。なお、与党不祥事、比例復活野党現職、「野党共闘」期の 3 変数に関しては、特徴的な事例においては傾向を見出すことはできなかった。

事例分析の結果、野党の候補者集約が成立する要因には、野党第一党が野党第二党からの協力を得られるかが重要だと分かった。「まとまった」事例は、野党第一党が野党第二党を含む他の野党と足並みをそろえられたことが共通している。一方で「まとまらなかった」事例からは、野党各党がそれぞれに公認候補を擁立する中で野党第一党が野党第二党からの協力を得られず、そのまま野党勢力がばらばらになってしまう状況が見えてきた。とくに 2012 年以降は、野党の中で、日本維新の会（おおさか維新の会）が大阪を地盤として一定の議席や得票、支持率を安定して確保する状況になっているため、野党第一党を中心に野党がまとまるのは以前に比べると難しくなっているように見える。

そのほか、野党第一党の候補者が選挙区当選できるほど強ければ他の野党が比例票掘り起こし目的で擁立する可能性、共産党も含んだ「野党共闘」のインパクト、連合を中心とした野党の協力体制構築というかたちや、野党現職議員の不祥事では野党がまとまることは難しいといった実態も見られた。候補者選定プロセスについては、野党も自民党も、県連によって進められる場合が目立った。

そして各期間の事例で比較すると、総選挙ではとままりづらい選挙区に

70) ただしそのまま受け取ると「野党第一党に求心力があるととままりやすい」とトートロジーになりかねず、厳密なメカニズムの解明のためにさらなる考察・分析が必要である。

において、補欠選挙ではまとまることができたと分かった。さらに、「まとまった」事例のほうが支持率での野党内野党第一党占有率が高かったことから、仮説2は支持されたといえよう。

五 知見と課題

本論文では、小選挙区比例代表並立制移行後の日本でなぜ野党がまとまらないのかをリサーチクエスションとして、補欠選挙を題材に実証的な研究を行った。仮説1、仮説2を設定し、厳密性を持った枠組みにもとづいて多変量解析と事例分析を行った。

三章では「政党擁立者数」という指数を新たに設定し、比例代表部分はなく小選挙区のみで行われる補欠選挙と、小選挙区と比例代表が並立して行われる総選挙を3つの期間に分けて比較した。結果として、補欠選挙のほうが政党の擁立する候補者数が少なくなり、日本の総選挙における汚染効果の存在が明らかとなった。ここに仮説1は実証された。

続く四章(一)節では、野党の候補者集約の成立に関わる要因の候補として考えられる5つの変数を設定し、「政党擁立者数」を従属変数として重回帰分析を行った。結果として、支持率での野党内野党第一党占有率が高いほど、比例復活野党現職がいれば、「野党共闘」期であれば、候補者集約が起こりやすい傾向が示された。一方で、前回与党候補得票率が高いほど候補者集約が起こりやすく、与党不祥事があれば候補者集約が起こりづらい傾向も示された。

このなかで、とくに比例復活野党現職の有無は統計的に有意となっており、野党勢力の候補者集約には、まず野党の中で比例復活の現職がいるかどうかがインパクトを持つことが明らかとなった。比例復活野党現職議員がいることで野党がまとまりやすいと有意に示されたのである。比例復活野党現職議員の存在について、汚染効果つまり小選挙区比例代表並立制が比例代表部分によって多党化が促される一方で、比例復活制度が野党の候補者集約を促進して、二大政党化に寄与し、多党化を抑制しているといえよう。

あわせて、比例復活議員は「ゾンビ議員」とも呼ばれ有権者からは否定的に捉えられることもあるが、衆議院議員総選挙の小選挙区比例代表並立制における重複立候補制度がどのような効果を持っているかを検討しておきたい。まず、そもそも落選したら次の選挙まで無職となる完全小選挙区であれば、当選の見込みが低い小選挙区に野党候補として立候補する人物は今よりも少なくなることが想定される。また完全小選挙区下での大きなスイングによって政権交代に至った場合、それまでの野党から経験のない新人議員が大量に誕生することとなる。現在の重複立候補制度によって、比例復活であっても、現職の衆議院議員として経験を積むことができる。これらの点は、民主主義下の選挙制度として、肯定的に捉えられるべき側面だと考えられる⁷¹⁾。

加えて四章(二)節では、「補選－総選挙の候補者数差」を新たな指標とし、特徴的な事例として各期間で最も「まとまった」補欠選挙と最も「まとまらなかった」補欠選挙の事例分析を行った。結果として、野党第一党への野党第二党の協力という野党候補者集約の成立条件が見出せた。また仮説 2 で設定した野党第一党の求心力についても、「まとまった」事例のほうで支持率での野党内野党第一党占有率が高いことが示された。

ここまでの知見に加えて、選挙に向けた政党を取り巻く環境について確認しておく。制度の観点からは、供託金の存在がある。衆議院の小選挙区の場合、得票率が 10% を下回ると供託金が没収されるため、選挙区での得票があまり見込めないときには資金面から全国的な候補者の擁立を見送る場合があるだろう。中北 (2022) によれば、実際に共産党は 2007 年には「多額の供託金没収などによる財政圧迫などの点で、党組織と党活動に過重な負担」がかかっているとして全小選挙区擁立方針を放棄した⁷²⁾。

もうひとつ選挙に関連する日本の政治制度として、政党交付金の存在がある。交付の対象となる政党は、国会議員 5 人以上を有する政治団体か、

71) そもそも比例代表制は、多数代表である小選挙区制に対して比例性が高まる、有権者の選択肢が広がるという特徴があるが、民意集約機能と民意表出機能のどちらに重きを置くかは一概に優劣をつけられるものではないと考える。

国会議員を有し、前回の衆議院議員総選挙の小選挙区若しくは比例代表又は前回若しくは前々回の参議院議員通常選挙の選挙区若しくは比例代表で得票率が2%以上の政治団体である⁷³⁾。この政党交付金のインセンティブがあり、これについては山本（2015）でも「1994年に成立した政治改革関連法の一環で政党助成金制度が創設され、新党結成の際、政党助成金の算出基準日である1月1日を目指して、12月に結成されるケースが続出した」⁷⁴⁾と指摘されている。この政党要件と政党交付金によるインセンティブによって、大政党への収斂に向かわない中小政党が存続していることが考えられる。

本研究では、小選挙区制導入によって野党勢力がまとまろうとすることを理論上の前提として仮説や分析枠組みを設定してきた。しかし必ずしも野党勢力の全議員が大同団結を指向しているとは限らない。現に、次のような大同団結に同調しない動きも見られた。2013年のみんなの党の分裂、2014年の日本維新の会の分裂、2015年の維新の党の分裂、2017年の希望の党への合流をめぐる民進党の三分裂、2020年の旧・立憲民主党との合流をめぐる旧・国民民主党の分裂、2020年の立憲民主党への合流をめぐる社民党の分裂は、いずれも全党一致しての野党勢力結集に動かないこともあると示す事例であろう。無理にひとつの政党としての巨大野党を作ることの限界があるとするならば、次なる政権交代の実現には、野党第一党と野党第二党が協力しながら、自公に変わる政権の枠組みを示せるかが重要との示唆が導ける。

この論文を通して、これまであまり研究対象とされてこなかった補欠選挙に関して包括的でオリジナリティのあるかつ、期間や指標の設定によって厳密さを持った分析ができた。本研究では日本の選挙制度における汚染効果について、その存在を比例代表部分のない衆議院議員補欠選挙から、新たに「政党擁立者数」をはじめとした指標を用いて示し、さらに野党の

72) 共産党は政党交付金を受け取らないとしているため、供託金は募金によって調達してきた。

73) 政党助成法2条。

74) 山本（2015）、p.465。

候補者集約が成立する条件を見出した。これらは政治学への貢献となるだろう。

しかしながら課題もある。各変数がどのようなメカニズムで候補者集約にインパクトを与えているのかについて、本研究の事例分析では、特徴的な事例を分析する範囲にとどまり、精緻な検証はできていない。事例分析を拡張することで、地域ごとの成立パターンも傾向を明らかにできるだろう。この点は今後の課題と認識している。

また参議院は、今回条件をそろえたとの観点から研究対象としなかったが、一人区から六人区の選挙区と比例代表部分を同時に行う混合選挙であり、参議院の分析も行うことで汚染効果の検証としてさらなる説得力を持たせることができるだろう。そのほか、区割り変更や候補者の移動、総選挙時の野党現職の有無を投入した多変量解析など、より厳密な枠組みを作る余地はある。

最後に、候補者集約の分析を通して、議員単位の行動のみならず、野党の党組織に注目する必要があると感じた。候補者選定のメカニズムを明らかにするには、意思決定プロセスを明らかにする必要があるからである。今後、野党の党組織も研究することで、野党が分裂する要因をさらに実証的かつ立体的に解き明かしていきたい。

〔付記〕 本論文は、論文審査及び口頭試問での指摘を受け、2024 年度提出の修士論文を一部加筆修正したものである。

参考文献

- 石川真澄・山口二郎（2021）『戦後政治史 第四版』岩波書店。
- 出水薫（2022）「一騎打ち構図の形成——福岡五区——」白鳥浩編『二〇二一衆院選——コロナ禍での模索と「野党共闘」の限界』法律文化社。
- 出井康博（2010）『民主党代議士の作られ方』新潮社。
- 伊藤惇夫（2008）『民主党——野望と野合のメカニズム』新潮社。

- 茨木瞬 (2012)「二大政党化と参議院二人区」『公共選択の研究』57号：pp.21-30。
- 岩崎正洋 (2020)『政党システム』日本経済評論社。
- 岩渕美克 (2013)「補欠選挙の研究」『政経研究』49巻4号：pp.771-793。
- 上神貴佳・堤英敬編 (2011)『民主党の組織と政策』東洋経済新報社。
- 上神貴佳・三浦まり編 (2023)『日本政治の第一歩〔新版〕』有斐閣。
- 大井赤亥 (2021)『現代日本政治史——「改革の政治」とオルタナティブ』筑摩書房。
- 大川千寿 (2013)「2012 年衆院選・熊本県内得票の分析」『熊本大学政策研究』4号：pp.49-59。
- 大嶽秀夫 (2020)『平成政治史——政界再編とポスト冷戦型社会運動』筑摩書房。
- 大塚成美・稗田健志 (2017)「重複立候補制度は二大政党制を阻害するのか」『大阪市立大学法学雑誌』63巻4号：pp.1116-1098。
- 小川寛貴 (2017)「選挙制度と政党システム研究——「デュヴェルジェの法則」から制度間不均一まで——」『早稲田政治公法研究』第114号：pp.17-31。
- 小川寛貴 (2018)「制度間不均一が有権者に与える影響——政党差別化の分析——」『選挙研究』第34巻1号：pp.132-145。
- 川人貞史 (2004)『選挙制度と政党システム』木鐸社。
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2011)『現代の政党と選挙〔新版〕』有斐閣。
- 久保谷政義 (2020)「小選挙区制を主体とした制度で「一強多弱」状況が現出した背景」『法政論叢』56巻1号：pp.137-155。
- 河野武司 (2020)「重複立候補と結果としての死に票の救済」『法学研究』93巻1号：pp.1-22。
- 坂井豊貴 (2015)『多数決を疑う——社会的選択理論とは何か』岩波書店。
- 境家史郎・依田浩実 (2023)「ネオ 55 年体制の完成——2021 年総選挙——」『選挙研究』38巻2号：pp.5-19。
- 境家史郎 (2023)『戦後日本政治史——占領期から「ネオ 55 年体制」まで』中央公論新社。
- 笹岡伸矢 (2016)「小選挙区における野党の候補者調整——第 47 回衆議院議員総選挙の広島県小選挙区的情勢を事例に——」『修道法学』38巻2号：pp.441-467。

- 佐藤令 (2005)「戦後の補欠選挙」『レファレンス』2005 年 12 月号: pp.76-105。
- 菅原琢 (2010)「新党「ブーム」を分析する——二大政党の閉鎖状況のなかで」『世界』2010 年 7 月号: pp.48-57。
- 善教将大 (2018)『維新支持の分析——ポピュリズムか、有権者の合理性か』有斐閣。
- 橘民義編 (2008)『民主党 10 年史』第一書林。
- 谷圭祐 (2018)「政党の戦略的行動が政党間移動に与える影響——民主党分裂のケースから——」『年報政治学』2018- II 号: pp.200-223。
- 中北浩爾 (2019)『自公政権とは何か——「連立」にみる強さの正体』筑摩書房。
- 中北浩爾 (2022)『日本共産党——「革命」を夢見た 100 年』中央公論新社。
- 西川美砂 (2003)「2001 年参院選における政党システムへの選挙制度の影響」『選挙研究』18 巻: pp.12-25。
- 秦正樹 (2023)「世論は野党に何を求めているのか?——2021 年総選挙を事例としたヴィネット実験による検証——」『選挙研究』38 巻 2 号: pp.20-33。
- 羽原清雅 (2007)「小選挙区制度導入をめぐる政治状況——その決定に「理」は尽くされたか」『帝京社会学』20 号: pp.5-54。
- 濱本真輔 (2015)「首相と党内統治——人事と造反——」『選挙研究』31 巻 2 号: pp.32-47。
- 濱本真輔 (2018)『現代日本の政党政治——選挙制度改革は何をもたらしたか』有斐閣。
- 濱本真輔 (2022)『日本の国会議員——政治改革後の限界と可能性』中央公論新社。
- 樋渡展洋 (2007)「選挙制度改革後の政党政治変化と選挙制度不均一仮説」『社会科学研究』58 巻 5・6 合併号: pp.1-19。
- 藤村直史 (2012)「小選挙区比例代表並立制下での役職配分——民主党の党内対立と政党投票——」『選挙研究』28 巻 1 号: pp.21-38。
- 堀内勇作・名取良太 (2007)「二大政党制の実現を阻害する地方レベルの選挙制度」『社会科学研究』58 巻 5・6 合併号: pp.21-32。
- 毎日新聞取材班 (2018)『枝野幸男の真価』毎日新聞出版。
- 前田英昭 (2002)「国会の先例は語る (100)統一補欠選挙——中間選挙たり得るか——」『国会月報』平成 14 年 12 月号: pp.52-55。

- 前田幸男・堤英敬編 (2015)『統治の条件——民主党に見る政権運営と党内統治』千倉書房。
- 前原誠司・井手英策 (2020)「合流への挑戦に後悔はなし——そして臨む野党再編」『中央公論』2020年9月号：pp.52-60。
- 増山幹高 (2013)「小選挙区比例代表並立制と二大政党制——重複立候補と現職優位——」『レヴァイアサン』52号：pp.8-42。
- 待鳥聡史 (2015)『政党システムと政党組織』東京大学出版会。
- 御厨貴編 (2012)『「政治主導」の教訓——政権交代は何をもたらしたのか』勁草書房。
- 水崎節文・森裕城 (1998)「得票データからみた並立制のメカニズム」『選挙研究』13巻：pp.50-59。
- 三宅一郎 (2001)『選挙制度変革と投票行動』木鐸社。
- 森裕城 (2018)「小選挙区比例代表並立制と政党競合の展開」『選挙研究』34巻2号：pp.18-32。
- 森裕城・益田高成 (2020)「2017年総選挙の分析」『選挙研究』36巻2号：pp.92-107。
- 山口順平 (2023)「選挙区レベルにおける非自民政党の候補者集約 (1996年～2017年)」『國學院法政論叢』44輯：pp.1-37。
- 山田真裕 (2017)『二大政党制の崩壊と政権担当能力評価』木鐸社。
- 山本健太郎 (2010)『政党間移動と政党システム——日本における「政界再編」の研究——』木鐸社。
- 山本健太郎 (2015)「政界再編期における新党のタイポロジー」『北海学園大学法学部50周年記念論文集』：pp.465-491。
- 山本健太郎 (2021a)「何が政党システム変容をもたらすのか——1990年代以降の日本を題材に」『年報政治学』2021-I号：pp.15-39。
- 山本健太郎 (2021b)『政界再編——離合集散の30年から何を学ぶか』中央公論新社。
- 山本健太郎 (2022)「「野党共闘」成立の条件——北海道二区・五区——」白鳥浩編『二〇二一衆院選——コロナ禍での模索と「野党共闘」の限界』法律文化社。
- リード・スティーブン・R (2003)「並立制における小選挙区候補者の比例代表得

慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第 65 号（2025 年度）

票率への影響」『選挙研究』18 号：pp.5-11。

リード・スティーブン・R（2007）「Duverger's Law is Working in Japan」『選挙研究』22 号：pp.96-106。

Cox, Gary W. 1994. "Strategic Voting Equilibria under the Single Nontransferable Vote." *American Political Science Review* 88 (3): pp.608-621.

Cox, Gary W. 1997. *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. Cambridge University Press.

Duverger, Maurice. 1951. *Les Partis Politiques*. Librairie Armond Colin. 岡野加穂留訳（1970）『政党社会学——現代政党の組織と活動——』潮出版社。

Ferrara, Federico, Erik S. Herron, and Misa Nishikawa. 2005. *Mixed Electoral Systems*. New York Palgrave Macmillan.

浅野 孝太（あさの こうた）

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程 2 年

専攻領域 現代日本政治分析